

## 天王寺区制100周年関連事業アドバイザー設置要綱

制定 令和5年7月 10 日

### (設置)

第1条 天王寺区制100周年に際し、区民の地域への愛着醸成等をめざす各種取組みについて、様々な分野での専門的助言や、ノウハウの提供をいただくため、天王寺区制100周年関連事業アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置く。

### (職務)

第2条 アドバイザーは、区役所に対し、専門的助言やノウハウを提供する。

### (委嘱)

第3条 アドバイザーは、学識経験を有する者その他区長が適当と認める者のうちから、区長が委嘱する。

### (報償金等の支払い)

第4条 アドバイザーが、第2条の職務に従事した場合は、本市「懇談会等行政運営上の会合等の委員その他の構成員に係る報償金の基準に関する要綱」に基づき報償金等を支払うことができる。

### (任期)

第5条 アドバイザーの任期は、区長が委嘱した日からその日の属する年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザーに関し必要な事項は、区長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和5年7月 10 日から施行する。